

## 虐待防止に関する基準

特定非営利活動法人友訪

### (目的)

第1条 本法人が運営している事業の支援を受けている利用者が、人間としての尊厳が守られ、豊かな人生を自己実現できるよう支援する事が支援者の責務であり、確固たる倫理観をもって、その専門役割を自覚し、利用者が福祉サービスを適切に利用できるよう支援する。

### (職員の基本姿勢)

第2条 職員の基本姿勢は以下の通りとする。

- (1)利用者の人間としての尊厳を大切にし、権利擁護に努めなければならない。
- (2)支援者としての立場を自覚し、利用者の主体性、個性を重んじなければならない。
- (3)利用者が社会を構成する一員として、市民生活が送れるよう、支援、援助しなければならない。
- (4)専門的役割と使命を自覚し、絶えず自己研鑽に努めなければならない。
- (5)地域社会に存在する施設としての役割を認識し、障害を持つ方々の地域生活の支援に努めなければならない。

### (虐待の形態)

第3条 虐待とは以下の形態の事と認識し、職員は日々の支援において虐待の防止に努めなければならない。

#### (1)身体的虐待

身体的に痛みや障害をもたらすような物理的な力を意図的に用いることであり、利用者が身体的な暴力をふるわれる事。また、薬の不適切な服用や不適切な行動の制限や拘束も含まれる。

#### (2)性的虐待

利用者への合意がないあらゆる種類の性的接触の事であり、同意を与える能力を十分に備えていない利用者との性的接触や性的嫌がらせ等も含まれる。

#### (3)情緒的、心理的虐待

言葉や行動で精神的苦痛を与えることであり、脅したり、傷つけたりするような言葉を利用者に向ける事はもちろん、意図的に利用者を見捨てることで、疎外感や孤立感を抱かすような事も含まれる。

#### (4)放任

障害者に対して行うべき事(支援)を拒否したり、十分に行う事ができない状態の事を言う。放任には意図的に行われる積極的放任、知識や理解の不足から結果的に放任に至る消極的放任がある。

#### (5)経済的、物質的虐待

障害者の所持する資産を不法にあるいは不適切に使用することであり、利用者の年金や貯金を承諾のないまま、あるいは無理強いをして使ってしまったたり、名義を変えてしまうこと。

(虐待防止責任者)

第4条 虐待防止責任者は各事業所管理者を充てる。

(虐待防止委員会)

第5条 虐待防止委員会は以下のもので構成する

- (1)虐待防止責任者
- (2)法人理事
- (3)特定非営利活動法人友訪の職員

2 虐待防止委員会は年1回以上の定期開催を行う。

(職員研修)

第6条 虐待防止責任者は、利用者の権利擁護のため全職員を対象とした年1回以上の定期的な研修及び新規採用時の虐待防止の基礎知識研修の場を設ける。

(報告)

第7条 虐待の事実が認められた場合、以下の報告を行う。

- (1)職員は、虐待の事実が認められた場合、その内容を虐待防止責任者もしくは法人理事長への報告をしなければならない。
- (2)虐待防止責任者は、虐待の事実が認められた場合、その内容を職員研修の場で報告しなければならない。

(処分)

第8条 法人理事長は職員との協定により理事会において処分内容について判断を仰ぐ。

(周知方法)

第9条 虐待防止責任者は利用者や家族に対し、氏名、連絡先を周知する。

(虐待の確認)

第10条 通報者及び当事者からの虐待報告に際し、次の事項を書面に記録し、その虐待の内容について職員に確認する。

- (1)虐待の内容
- (2)通報者または当事者の希望
- (3)各自治体への報告の要否

(虐待受付の報告)

第11条 虐待防止責任者は、通報者及び当事者が各自治体への報告を拒否した場合を除き、受け付けた虐待はすべて各自治体に報告する。

2 投書など匿名の通報については虐待防止委員会を開催し、必要な対応をとる。

(虐待防止の努力)

第12条 虐待防止責任者は通報者または当事者との話し合いによる解決に努める。

(閲覧)

第13条 本基準は利用者及び利用者家族等の求めに応じていつでも閲覧できるとともに、ホームページに公表し、だれでも閲覧できるようにする。

(付則)

この基準は2018年5月1日から実施する。

2021年5月20日一部改訂

2022年1月11日一部改訂